省　令

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5　平成三十年度に私立の大学の収容定員（東京都の特別区に所在する学部等に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年五月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三〇

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号ハ中「横須賀原子力艦モニタリングセンター」を「原子力艦モニタリングセンター」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年五月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二九

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第二号中「45」を「46」に改める。

別表第二第一号中64を65とし、63を64とし、同号62中「61」を「62」に改め、同号中62を63とし、61の次に次のように加える。

62　三酸化二アンチモン

別表第二の二第二号中45を46とし、44を45とし、43の次に次のように加える。

44　三酸化二アンチモン

附　則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。